

平成29年7月中に海難審判所で言い渡された22件の判決がホームページに掲載されました。(9/14)

地方海難審判所(全国8か所) 22件

衝突11, 乗揚7, 施設等損傷2, 衝突(単)1, 転覆1

(関係船舶隻数) 漁船16, プレジャーボート7, 貨物船5, 旅客船3, 引船1

7月中に地方海難審判所で言い渡された判決22件のうち, 1件 [貨物船が二そう船びき網漁に従事する漁船の漁具に衝突した事件: 広島地方海難審判所]の概要をご紹介します。

(中央の海難審判所(東京)で言い渡された判決はありませんでした。)

公表された判決書をもとに, 当協会の責任で編集しましたので, ご参考にしてください。
なお, 詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/29nen/5hs/hs2907/28hs047.html

ちなみに、海難審判所(東京)に地域管轄はなく、以下の**重大な海難**を対象としています。

重大な海難 (海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重傷となった場合
- 2 5人以上が死亡又は行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船、100総トン以上の漁船又は300総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

広島地方海難審判所
裁決書(H29.7)

(A)貨物船 菱安丸 (B)漁船 第一黒潮丸 (C)漁船 第二黒潮丸 漁具衝突事件

<概要>
 航行中の貨物船(999トン・10人乗組, 液化アンモニア積載)が, 二そう船びき網漁に従事中の漁船(C)(4.8トン・1人乗組)の後方の漁具に衝突した。

<発生日時・場所>
 平成26年11月21日(金)08時32分少し前
 山口県徳山下松港

<負傷> (A船) なし (C船) 甲板員1名: 頸椎捻挫及び肋骨骨折 (D [船団警戒船]) 船長: 右口唇挫創等	<損傷> (A船) 球状船首に擦過傷 (C船) 転覆して機関等に濡損及び漁具全損
--	---

<受審人>
 A船船長(四級海技士(航海)), B船船長(小型船舶操縦士), D船船長(小型船舶操縦士)

(航法の適用)
 貨物船(A)と両漁船(BC)は、予防法第18条の各種船舶間の航法に規定された航行中の船舶と漁ろうに従事する船舶の関係であったと認められる。

《原因》
 (A船) 主因: 動静監視不十分で、漁ろうに従事している両漁船の進路を避けなかった
 (B船) 一因: 汽笛不装備で警告信号を行えず、避航を促す措置をとらなかった
 (D船) 一因: 警告信号を行わなかった

《懲戒》
 (A船) 船長: C船が単独で漁ろうに従事しているものと判断し、動静監視を十分に行わなかった職務上の過失 → 業務停止1箇月
 (B船) 船長: A船が両漁船の進路を避けるものと思い、避航を促す措置をとらなかった職務上の過失 → 戒告
 (D船) 船長: A船が両漁船の進路を避けるものと思い、警告信号を行わなかった職務上の過失 → 戒告

